

農林水産省同時発表

平成20年9月30日

海外商品取引業者に対する行政処分について

【概要】

海外商品取引業者である株式会社ユニバーサル・キャピタル・ジャパン（本社：東京都新宿区）及び株式会社ジャパン・ソリューションズ（本社：東京都千代田区）に対して行った報告徴収の結果、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和57年法律第65号。以下「法」という。）第11条第1項に該当する事実が認められたため、本日、行政処分を行った。

なお、処分の概要は下記のとおりである。

記

株式会社ユニバーサル・キャピタル・ジャパン

1. 処分内容

法第11条第1項の規定に基づく処分

海外商品市場における先物取引の受託等に関する業務の停止（ただし、取引の決済を結了させる場合を除く。）

平成20年10月1日（水）から平成21年9月30日（水）まで（1年）

2. 処分理由

同社に対して法第12条第1項に基づく報告徴収を行った結果、次のとおり法第11条第1項の規定に該当する事実が認められた。

- (1) 法第 4 条に規定する海外先物契約の締結前における書面の交付に関し、当該書面に記載すべき事項として海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律施行規則（昭和 5 8 年通商産業省令第 3 号。以下「規則」という。）第 2 条第 1 項に規定する事項について、法令違反が認められた。
- (ア) 規則第 2 条第 1 項第 2 号違反
 - ・ 海外先物契約に係る売付け又は買付けを行う者の代表者の氏名の記載がなかった。
 - (イ) 規則第 2 条第 1 項第 5 号違反
 - ・ 保証金を預託する方法の記載がなかった。
 - (ウ) 規則第 2 条第 1 項第 6 号違反
 - ・ 顧客から徴収する手数料の徴収の方法の記載がなかった。
- (2) 法第 5 条第 1 項に規定する海外先物契約の締結に係る書面の交付に関し、当該書面により明らかにすべき事項として同項並びに規則第 3 条及び第 4 条に規定する事項について、法令違反が認められた。
- (ア) 法第 5 条第 1 項第 1 号違反
 - ・ 先物取引の期限の記載がなかった。
 - (イ) 法第 5 条第 1 項第 4 号、規則第 4 条第 1 項表第 4 号違反
 - ・ 海外商品市場における相場の表示に用いられる外国通貨の単位及び当該外国通貨の単位を本邦通貨の単位に換算する方法の記載がなかった。
 - (ウ) 法第 5 条第 1 項第 6 号違反
 - ・ 顧客から徴収する手数料の徴収の方法の記載がなかった。
 - (エ) 法第 5 条第 1 項第 7 号、規則第 3 条第 2 号違反
 - ・ 海外先物契約に係る売付け又は買付けを行う者の住所及び代表者の氏名の記載がなかった。
- (3) 法第 5 条第 2 項に規定する顧客の売買指示に係る書面の交付に関し、法令違反が認められた。
- (ア) 法第 5 条第 2 項違反
 - ・ 顧客の売買指示の内容を明らかにした書面を交付していなかった。
- (4) 法第 6 条に規定する保証金の受領に係る書面の交付に関し、当該書面に記載すべき事項として規則第 6 条に規定する事項について、法令違反が認められた。
- (ア) 規則第 6 条第 1 項第 2 号違反
 - ・ 顧客の住所の記載がなかった。
 - (イ) 規則第 6 条第 1 項第 3 号違反
 - ・ 海外商品市場を開設するものの名称の記載がなかった。
 - (ウ) 規則第 6 条第 1 項第 4 号違反
 - ・ 顧客から受領した保証金の額の記載に虚偽があった。
 - (エ) 規則第 6 条第 1 項第 5 号違反
 - ・ 保証金の種類の記載がなかった。
- (5) 法第 7 条に規定する成立した先物取引に係る書面の交付に関し、当該書面により

明らかにすべき事項として規則第7条に規定する事項について、法令違反が認められた。

(ア) 規則第7条第2号違反

- ・ 海外先物契約に係る売付け又は買付けを行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名の記載がなかった。

(6) 法第10条及び規則第8条に規定する海外商品取引業者の不当な行為等の禁止に関し、法令違反が認められた。

(ア) 法第10条第6号違反

- ・ 海外先物契約に基づく売付け若しくは買付け又はその注文をしないで、自己がその相手方となって売買を成立させていた。

(イ) 規則第8条第13号違反

- ・ その債務につき、その財産をもって完済することができない状態にありながら、顧客の利益を害するおそれがあることを知って海外先物契約の締結をし、若しくは顧客の売買指示を受け、又はこれらの勧誘をしていた。

株式会社ジャパン・ソリューションズ

1. 処分内容

法第11条第1項の規定に基づく処分

海外商品市場における先物取引の受託等に関する業務の停止（ただし、取引の決済を結了させる場合を除く。）

平成20年10月1日（水）から平成21年9月30日（水）まで（1年）

2. 処分理由

同社に対して法第12条第1項に基づく報告徴収を行った結果、次のとおり法第11条第1項の規定に該当する事実が認められた。

(1) 法第4条に規定する海外先物契約の締結前における書面の交付に関し、当該書面に記載すべき事項として海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律施行規則（昭和58年通商産業省令第3号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定する事項について、法令違反が認められた。

(ア) 規則第2条第1項第2号違反

- ・ 海外先物契約に係る売付け又は買付けを行う者の代表者の氏名の記載がなかった。

(イ) 規則第2条第1項第5号違反

- ・ 保証金を預託する方法の記載がなかった。
- (ウ) 規則第2条第1項第6号違反
 - ・ 顧客から徴収する手数料の徴収の方法の記載がなかった。
- (2) 法第5条第1項に規定する海外先物契約の締結に係る書面の交付に関し、当該書面により明らかにすべき事項として同項並びに規則第3条及び第4条に規定する事項について、法令違反が認められた。
 - (ア) 法第5条第1項第1号違反
 - ・ 先物取引の期限の記載がなかった。
 - (イ) 法第5条第1項第4号、規則第4条第1項表第4号違反
 - ・ 海外商品市場における相場の表示に用いられる外国通貨の単位及び当該外国通貨の単位を本邦通貨の単位に換算する方法の記載がなかった。
 - (ウ) 法第5条第1項第6号違反
 - ・ 顧客から徴収する手数料の徴収の方法の記載がなかった。
 - (エ) 法第5条第1項第7号、規則第3条第2号違反
 - ・ 海外先物契約に係る売付け又は買付けを行う者の住所及び代表者の氏名の記載がなかった。
- (3) 法第5条第2項に規定する顧客の売買指示に係る書面の交付に関し、当該書面により明らかにすべき事項として規則第5条に規定する事項について、法令違反が認められた。
 - (ア) 規則第5条第1項第2号違反
 - ・ 海外先物契約に係る売付け又は買付けを行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名の記載がなかった。
- (4) 法第6条に規定する保証金の受領に係る書面の交付に関し、当該書面により明らかにすべき事項として規則第6条に規定する事項について、法令違反が認められた。
 - (ア) 規則第6条第1項第2号違反
 - ・ 顧客の住所の記載がなかった。
 - (イ) 規則第6条第1項第3号違反
 - ・ 海外商品市場を開設するものの名称の記載がなかった。
 - (ウ) 規則第6条第1項第4号違反
 - ・ 顧客から受領した保証金の額の記載に虚偽があった。
 - (エ) 規則第6条第1項第5号違反
 - ・ 保証金の種類の記載がなかった。
- (5) 法第7条に規定する成立した先物取引に係る書面の交付に関し、当該書面により明らかにすべき事項として規則第7条に規定する事項について、法令違反が認められた。
 - (ア) 規則第7条第2号違反

- ・ 海外先物契約に係る売付け又は買付けを行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名の記載がなかった。

(6) 法第10条第8号に基づく規則第8条に規定する海外商品取引業者の不当な行為等の禁止に関し、法令違反が認められた。

(ア) 規則第8条第13号違反

- ・ その債務につき、その財産をもって完済することができない状態にありながら、顧客の利益を害するおそれがあることを知って海外先物契約の締結をし、若しくは顧客の売買指示を受け、又はこれらの勧誘をしていた。

【問い合わせ先】

農林水産省総合食料局商品取引監理官

担当者：商品投資事業班 森山、村中

代表：03-3502-8111（内線4175）

ダイヤルイン：03-6744-2245

当資料のホームページ掲載先

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

経済産業省商務情報政策局商務課

担当者：成瀬

代表：03-3501-1511(内線4211)

直通：03-3501-6683